

## 設計監理業務 報酬規定

通常の住宅新築工事の設計監理業務報酬は請負工事金額に応じ、以下の料率によるものとします。

**設計監理費用総額 = 設計監理業務報酬 + 申請手続代行費 + 外部委託料 + 交通費等諸経費**

**設計監理業務報酬 = 請負工事金額 \* 料率**

請負工事金額	設計監理業務報酬の料率
3000万円未満	12%
3000万円以上 6000万円未満	12～9% で直線補間 料率 = 15 - 1/1000 * 請負工事金額(万円)
6000万円以上	9%

いずれも消費税は別途とします

- 金額の万円以下の端数は切り捨てます。
- 設計監理業務報酬の最低金額は200万円とします。
- 設計監理業務報酬総額の内訳は、基本設計料を30% 実施設計料を40% 工事監理料を30%とします。
- 上記の設計監理業務報酬は「設計・工事監理業務規準」に定める業務に対する報酬であり、追加業務・特別業務に対する報酬は含みません。
- 業務に伴って派生する交通費は別途請求させていただきます。
- 請負工事金額に変動が生じた場合は上記料率に従い最終的に精算を行います。なお、実施設計着手後および工事着手後の設計変更につきましては、その結果業務負担が生じる場合、工事費の増減に関わらず、変更設計料を申し受けます。その金額は、増減工事費の10%を基準として実際の作業量に応じ別途協議するものとします。
- 建築確認/中間検査/完了検査申請手続代行費として一式10万円を申し受けます。申請手続きは原則として大阪府内の民間審査機関にて手続きを行います。府外の審査機関での手続きを要望される場合は、追加経費をお願いする場合があります。なお、審査機関の定める審査料（審査機関への納付金）が別途発生します。  
他に許認可手続を要する場合は業務量に応じ協議するものとします。
- 他の専門家（構造建築士・設備建築士等）と協働して設計監理業務を行う場合は、別途委託料が生じます。委託料は別途提示する見積りによって契約の形態とともに協議します。
- 数奇屋・茶室建築等、あるいは工法などにおいて特殊な技術を要する場合は別途提示する見積りによって設計監理報酬を定めます。
- 増改築工事・模様替え工事の場合は、上記料率に1%加算します。業務内容と工事費が相応と見なされない場合は別途提示する見積りによって設計監理報酬を定めます。
- 本報酬規定は予告無く変更する事があります。

### 木村哲矢建築計画事務所

562-0003 大阪府箕面市西小路5-5-5, 555ビル505  
phone (072) 737-9540 / facsimile (072) 737-9541  
e-mail info@tetsuyakimura.jp  
http://tetsuyakimura.jp